

羽島市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画 —概要版—

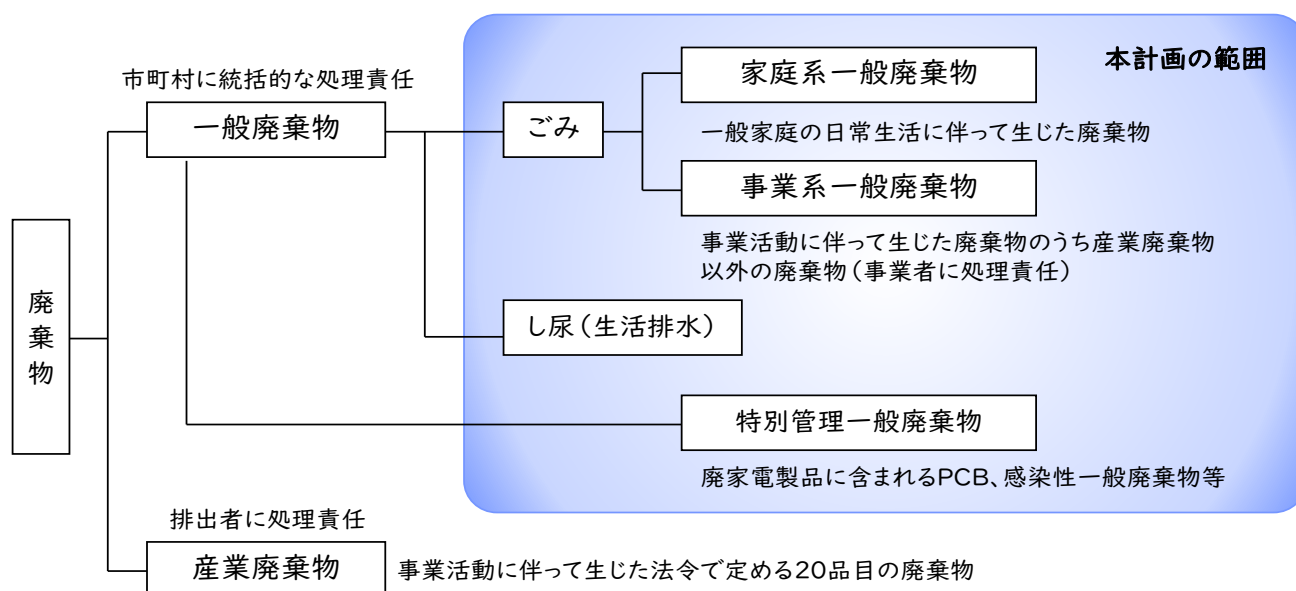
I 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970（昭和45）年法律第137号）」第6条第1項の規定に基づき、市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画は、羽島市第六次総合計画で示された将来都市像や羽島市環境基本計画の望ましい環境像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

2 計画で扱う廃棄物の範囲

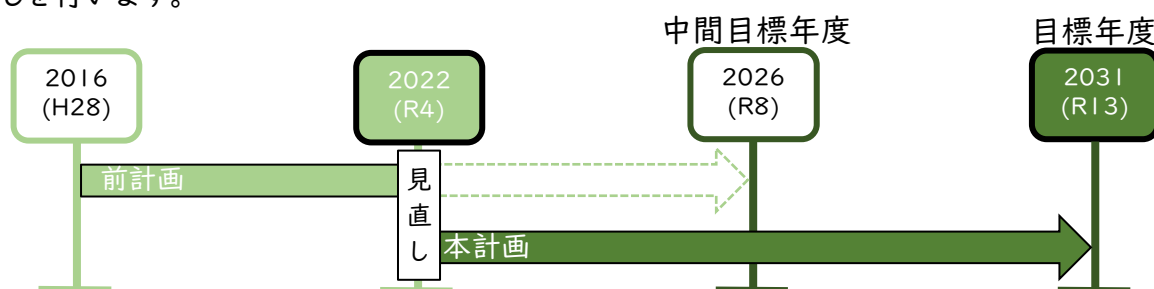
廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な処理責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度の10年間です。

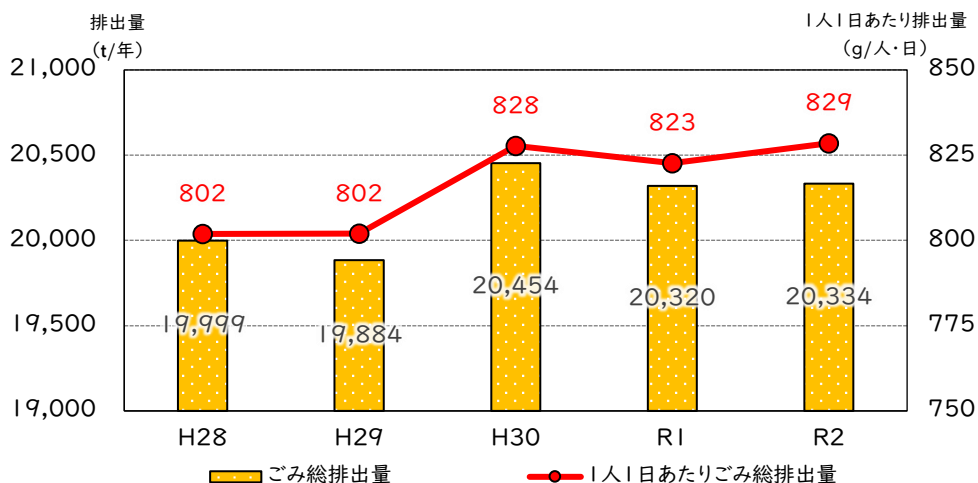
なお、計画は5年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、その都度見直しを行います。



I ごみ排出量の推移

2020(令和2)年度のごみ総排出量は、20,334t/年で、2016(平成28)年度に対し335t/年増加しました。

また、1人1日あたりごみ総排出量は、2020(令和2)年度で829g/人・日で、2016(平成28)年度に対し27g/人・日増加しました。



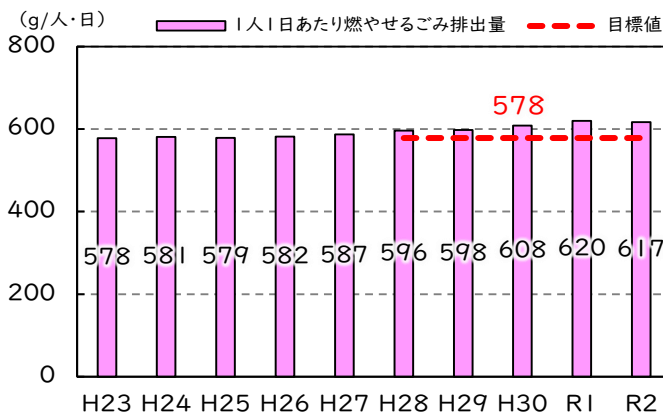
2 前計画の目標達成状況

前計画(計画期間:2016(平成28)年~2025(令和7)年)で数値目標を定めた項目の達成状況は、以下のとおりです。

(1) 1人1日あたり燃やせるごみ排出量

前計画の目標は、578g/人・日です。

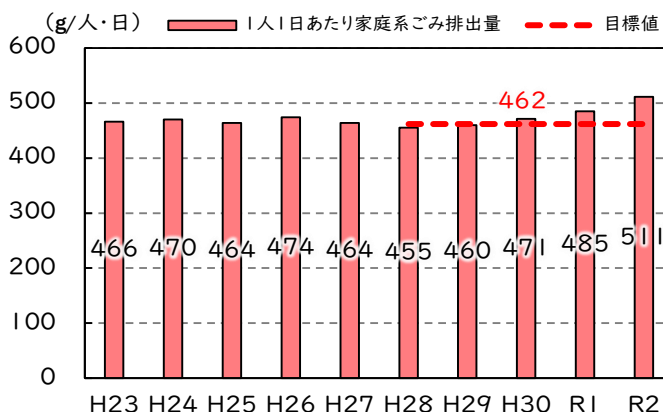
1人1日あたり燃やせるごみ(可燃ごみ)排出量は、やや増加傾向にありますが、目標値を概ね達成している状況です。



(2) 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

前計画の目標は、462g/人・日です。

ごみ総排出量のうち事業系ごみ、資源物及び集団回収を除く1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、目標値を概ね達成している状況です。

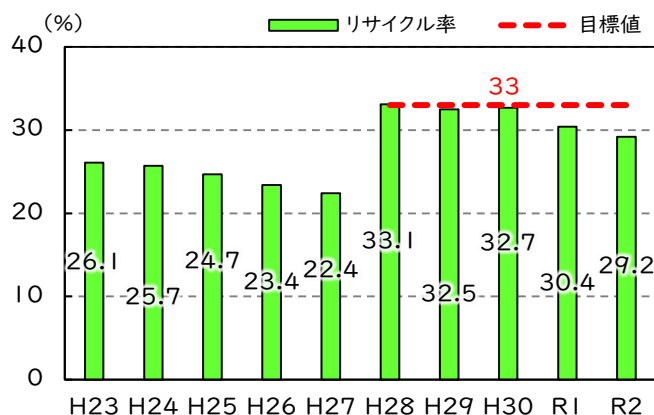


(3) リサイクル率

前計画の目標は、33%です。

リサイクル率は、2016（平成28）年度以降、民間施設の焼却残渣を資源化することで、リサイクル率が大幅に上昇しました。

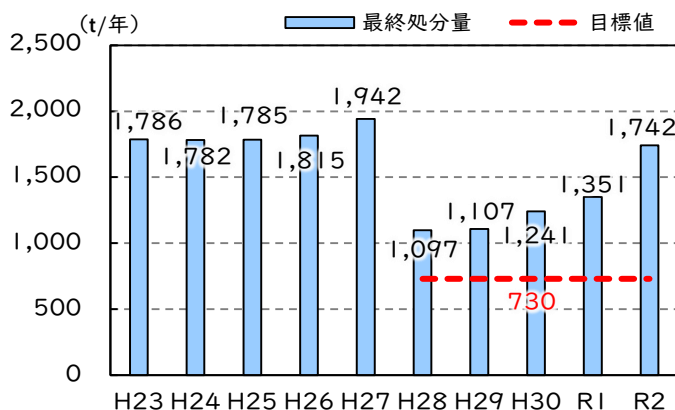
2016（平成28）年度は目標値を達成しましたが、2019（令和元）年8月で資源回収奨励金事業が終了し、集団回収量の把握ができなくなり、減少傾向にあります。



(4) 最終処分量

前計画の目標は、730t/年です。

最終処分量は、2016（平成28）年度以降、資源化に優れた民間施設での焼却処理により大幅に減少しましたが、目標値の達成は厳しい状況です。



3

基本の方針

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量や資源化・廃棄物の適正処理等の取組みを継続し、環境にやさしい持続的に発展するまちづくりを進めていくために、羽島市環境基本計画の望ましい環境像「心安らく環境にやさしいまちはしま～一人ひとりが行動し、みんなで協力して未来の世代へ引き継ごう～」を基本理念に掲げ、「発生抑制」、「資源化」、「適正処理」の3つの基本方針により、施策を実行していきます。

基本理念

心安らく環境にやさしいまち はしま
～一人ひとりが行動し、みんなで協力して
未来の世代へ引き継ごう～

基本方針

- ・基本方針1 「発生抑制」
- ・基本方針2 「資源化」
- ・基本方針3 「適正処理」

施策

- ・施策1「ごみの減量化」
- ・施策2「ごみの資源化」
- ・施策3「適正処理等の推進」
- ・施策4「広報・啓発」

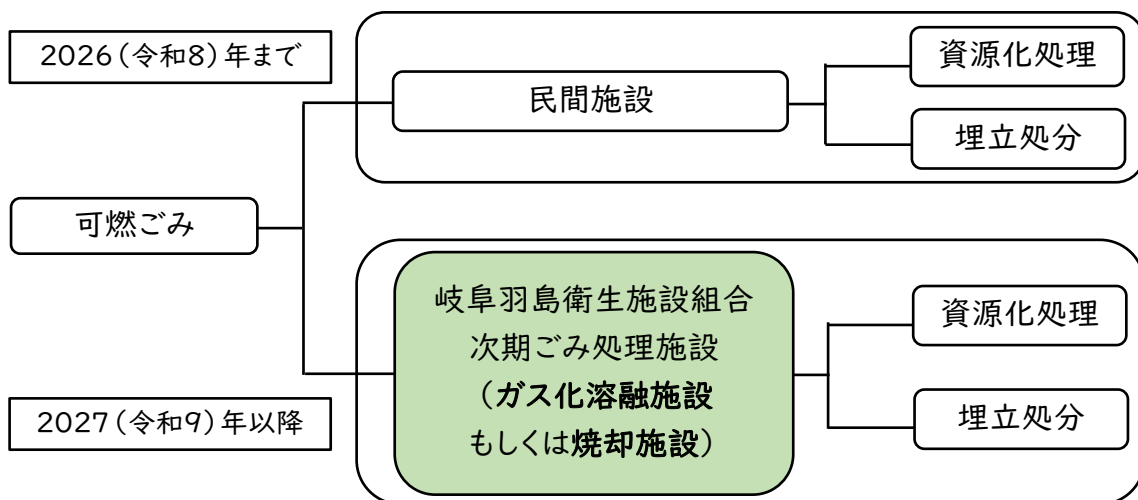
現在、本市は民間施設に可燃ごみの処理を委託しています。民間施設では、焼却残渣を焼成製品として再利用することで、高い資源化割合となっています。

しかし、市内で排出されたごみは、市内で責任を持って安定的に処理することが望ましいため、岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設稼働後は、その施設にて可燃ごみの処理を行います。

次期ごみ処理施設は2027（令和9）年度から稼働予定で、処理方式はガス化溶融施設もしくは焼却施設のいずれかを予定しています。

どちらの方式でも焼却残渣が発生し、埋立処分や資源化処理が行われますが、方式によって、その割合が異なります。

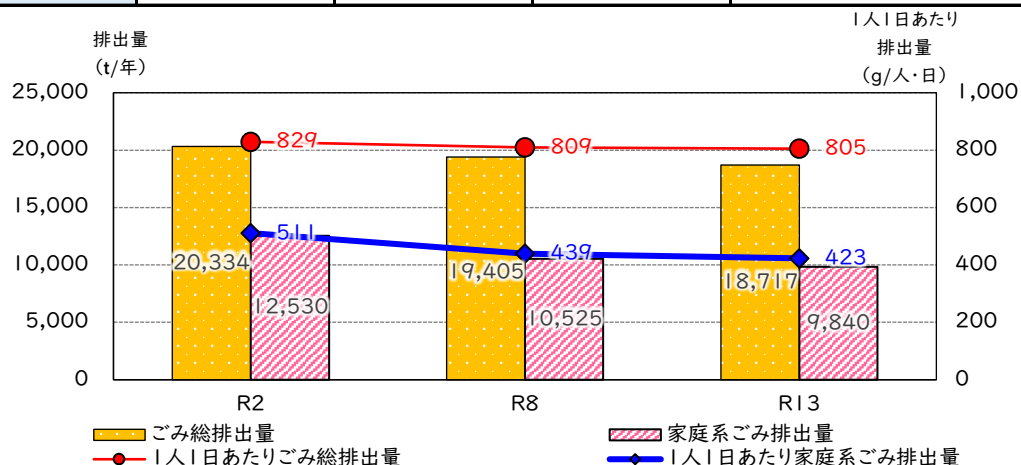
これらのことから、数値目標を各方式ごとに設定することとします。



① 1人1日あたりごみ総排出量

② 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

項目	実績値	目標値		
	2020 （令和2）	2026 （令和8）	2031 （令和13）	2020（令和2）年度比
1人1日あたり ごみ総排出量	829g/人・日	809g/人・日	805g/人・日	2026（令和8）年度：2%削減 2031（令和13）年度：3%削減
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	511g/人・日	439g/人・日	423g/人・日	2026（令和8）年度：14%削減 2031（令和13）年度：17%削減

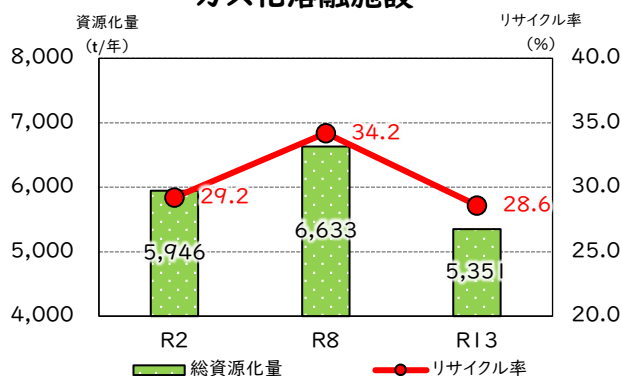


③リサイクル率

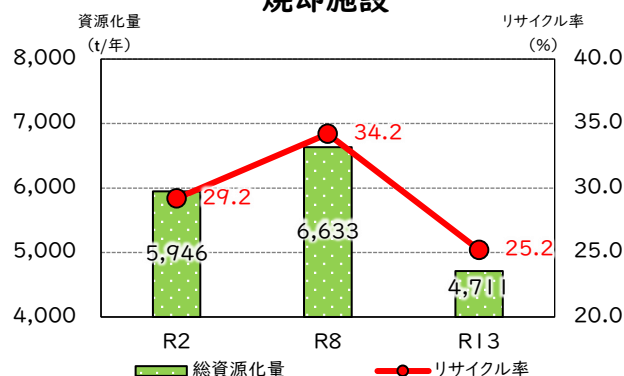
項目		実績値	目標値		
		2020 (令和2)	2026 (令和8)	2031 (令和13)	2020(令和2)年度比
リ サ イ ク ル 率	ガス化溶融施設	29.2%	34.2%	28.6%	2026(令和8)年度：5.0ポイント増加 2031(令和13)年度：0.6ポイント減少
	焼却施設			25.2%	2026(令和8)年度：5.0ポイント増加 2031(令和13)年度：4.0ポイント減少

※2027(令和9)年度に次期ごみ処理施設が稼働することで、焼却残渣を焼成製品として再利用している現在の民間施設に比べ資源化割合が低下する予測です。

ガス化溶融施設



焼却施設

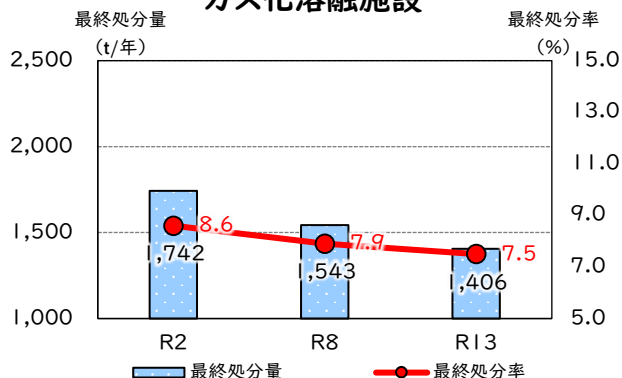


④最終処分量

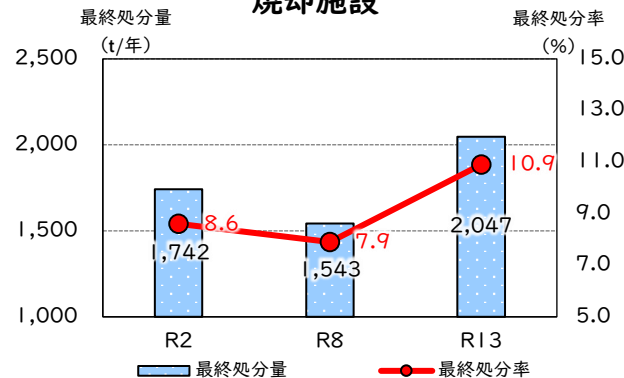
項目		実績値	目標値		
		2020 (令和2)	2026 (令和8)	2031 (令和13)	2020(令和2)年度比
最 終 処 分 量	ガス化溶融施設	1,742t/年	1,543t/年	1,406t/年	2026(令和8)年度：11%削減 2031(令和13)年度：19%削減
	焼却施設			2,047t/年	2026(令和8)年度：11%削減 2031(令和13)年度：18%増加

※次期ごみ処理施設稼働後は、最終処分場を活用することを主眼に置き、埋め立てを進めます。

ガス化溶融施設



焼却施設



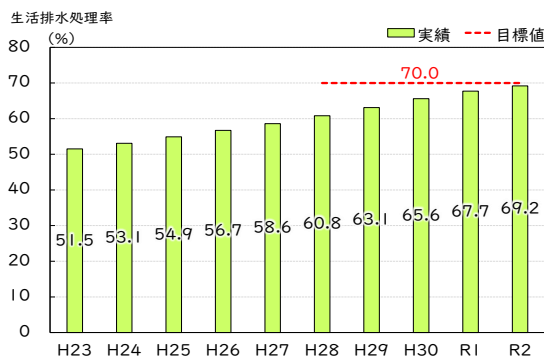
	取組み	内容
ごみの減量化	3きり運動の推進	「水きり」「使いきり」「食べきり」の「3きり運動」を推進します。
	有料化の評価と見直し	制度の実施状況及びその効果について点検を行います。 点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを行います。
	食品ロスの削減	食品ロスの削減に向けた情報を市ホームページや広報紙を通じて啓発します。
	多量排出事業者への減量・資源化指導	多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成指導を行います。
ごみの資源化	プラスチックごみの資源化推進	ペットボトルや食品トレー等のプラスチックごみの分別回収・排出抑制を行います。
	資源物ストックヤードの利用促進	資源物ストックヤードの運営管理を適切に行います。 広報紙での周知等を通じ、資源物ストックヤードの利用を促進します。
	緑ごみの回収・資源化の推進と周知	剪定枝等の緑ごみを資源物として回収し、再資源化を推進します。 広報等を通じ、緑ごみの回収方法の周知を継続していきます。
	使用済小型家電の資源化推進	使用済小型家電（携帯電話等）の拠点回収を継続します。 使用済小型家電の回収品目を増加させ、ごみの減量・資源化に努めます。
	廃食用油の回収・資源化の推進	自治会の協力のもと市内に回収場所を設置し、廃食用油の回収を行います。
	新たなリサイクル品目の検討	リサイクルを推進するため、新たなリサイクルの対象品目について、検討します。
適正処理等の推進	次期ごみ処理施設整備事業への協力	岐阜羽鳥衛生施設組合及び組合構成市町と協力し、次期ごみ処理施設整備を進めます。
	不法投棄への対応	不法投棄が多い場所等に対する重点的なパトロールの実施や、監視カメラの設置支援等を行い、不法投棄をさせない環境づくりを進めます。 市内の道路及び市有地等に不法投棄された廃棄物を適切に回収・処理します。
	資源物持ち去り行為の対策の推進	監視パトロールを実施する等、資源物持ち去り行為の対策を継続します。
	高齢者等ごみ出しサポートの検討	福祉部門と連携して、高齢者世帯や障がい者世帯等でごみ出しが困難な世帯に対するごみ出しサポートの方策を検討していきます。
	野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを啓発するとともに、指導を行います。
	適正処理困難物回収の検討	これまで適正処理困難物としているものについて、適正処理するための回収方法の検討を行います。
	地域と連携して、集積所の適正な管理を支援	地域と連携して集積所の適正な管理に向けて支援します。
広報・啓発	ごみ処理費用及びごみ処理方法の周知	ごみ処理費用及び処理方法について、広報紙等を通じ、周知を図ります。
	分別方法のわかりやすい情報提供	広報紙や市ホームページ等を通じ、ごみの分別方法等の情報提供を継続していきます。
	ごみに関する学習機会の提供	小学校の児童を対象に、「ごみと資源物」を題材にした環境教育に取り組み、ごみの減量や適正処理に関する意識啓発を図ります。
	環境出前講座の実施	出前講座の開催等、市民に対しごみについて学ぶ機会を提供し啓発を行い、不法投棄やごみの排出抑制に努めます。
	ハンドブック等の作成	「ごみの出し方ハンドブック」等を作成し、ごみの減量化・資源化について啓発します。
	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施	事業者が出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうため、情報提供や啓発を行います。

生活排水処理基本計画

I 前計画の目標達成状況

前計画（計画期間：2016（平成28）年～2025（令和7）年）で数値目標を定めた生活排水処理率の目標は、70.0%です。

単独処理浄化槽及びくみ取りから下水道接続及び合併処理浄化槽への転換が進み、生活排水処理率は上昇傾向を示し、2020（令和2）年度において目標を概ね達成しています。



2 基本理念・基本方針

本市は、快適な水環境づくりの実現に向けた生活排水処理施設の整備促進、地域や家庭でできる発生源対策や啓発事業を市民・事業者・行政が一体となって推進・実践してきました。

しかし、まだ本市の3割以上の生活排水が処理されず河川へ流されており、生活排水処理を進めるために、「未来につなぐ良好な水環境の創出及び保全」を基本理念に掲げ、「生活排水処理施設の整備」、「適正処理」、「広報・啓発」の3つの基本方針により取組みを実施していきます。

基本理念

未来につなぐ良好な
水環境の創出及び保全

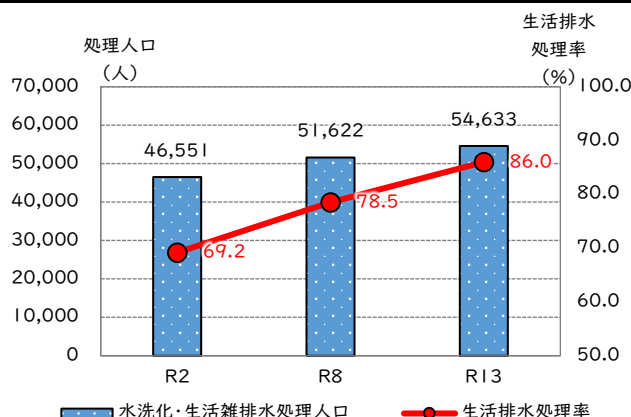
基本方針

- ・基本方針1「生活排水処理施設の整備」
- ・基本方針2「適正処理」
- ・基本方針3「広報・啓発」

3 数値目標

生活排水処理率

年度	実績値	目標値		
		2026 (令和8)	2031 (令和13)	2020(令和2)年度比
生活排水処理率	69.2%	78.5%	86.0%	2026(令和8)年度：9.3ポイント増加 2031(令和13)年度：16.8ポイント増加



	取組み	内容
施設の整備	公共下水道の整備・接続率の向上	公共下水道の計画的な整備を図るとともに、供用開始区域内の接続率の向上に努めます。
	合併処理浄化槽の普及	下水道未整備区域には、合併処理浄化槽の設置を推進します。
	公共下水道・し尿処理施設の適正管理	浄化センター及び環境プラントの適正な運営管理を実施し、良好な水質の保全に努めます。
適正処理	収集・運搬	現行の許可制度による適正な収集・運搬体制を維持していきます。
	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽の適正な維持管理が図られるよう保守点検・清掃及び検査の啓発活動を県や関係団体と連携していきます。
広報・啓発	環境教育の推進	学校教育や出前講座等を活用して、環境教育の推進を図ります。
	水環境情報の提供	広報やホームページ等により、水環境に関する情報を積極的に発信し、河川清掃活動等の環境学習の機会に関する情報の提供に努めます。

計画の推進

(1) SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた配慮

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・再利用及び再資源をはじめ、廃棄物の適正処理等、環境にやさしい持続的に発展するまちを目指します。



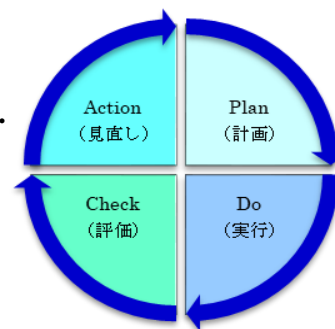
関連する主なSDGsの目標

(2) 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・行政の三者が一体となった取組みが必要となります。

本計画を効率的に推進していくため、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルの考え方を導入し、継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、市ホームページ等で公開し、市民や事業者に対して情報提供を行います。



羽島市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画(概要版)

令和4年3月

発行:岐阜県 羽島市

編集:生活環境部 生活環境課(岐阜県羽島市竹鼻町55番地)

電話:058-392-1111(代表)